

2009年3月10日

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「平成21年度運営計画（案）」意見募集担当 御中

「平成21年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会

（所在地）〒150-8913

東京都渋谷区渋谷3-29-8

電話：03-5778-8124

平成20年度は、貴委員会におきまして、残留基準等の設定にかかわる食品健康影響評価や、弊会も関係した冷凍餃子をめぐる問題に関連したメタミドホスなどの食品健康影響評価を実施するなど、リスク評価機関として国民の健康を保護するための施策が継続して行われてきました。貴委員会設置以来5年間のとりくみとあわせて、わが国における食品安全行政に進捗があったと考えています。

とはいえ、食品をとりまく問題は続いており、中国産乳製品等へのメラミン混入問題や、事故米穀に関する問題、中国産冷凍インゲンからの高濃度農薬の検出など、さまざまなニュースが報じられるたびに、消費者は食品の安全性について不安を抱く状況にあります。こうした消費者の不安を払拭するためには、行政・事業者・消費者の連携のもとに食品の安全性を担保するとともに、安全に関する効果的なリスクコミュニケーションに取り組むことがますます重要になっています。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成21年度食品安全委員会運営計画（案）」（以下「計画（案）」）に対し、下記の意見を提出いたします。

記

1. 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定を速やかに進めてください。

【第3 食品健康影響評価の実施について】

平成19年に、微生物に関するリスク評価のガイドラインが策定されました。しかし、食品添加物や農薬など、その他の案件のリスク評価に関するガイドラインは整備されていません。計画（案）に記載されているように、「食品添加物」「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」のガイドラインは、リスク評価の実施において重要であると考えます。特に、遺伝子傷害性のある発がん物質については、ADI設定の考え方を明確にする必要があります。これらのガイドラインの策定を速やかに進めてください。

2. リスク評価機関とリスク管理機関の連携を強化してください。

リスク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が行われつつ、緊密な連携を図る必要があります。そのことから考えると、例えばリスク管理機関である厚生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会とリスク評価機関である食品安全委員会食品添加物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリスク評価を実施すべき食品添加物の種類について、共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や政策のもとにリスク分析のプロセスを実施することが効果的だと考えます。

たとえば、コーデックスでは、リスク評価機関の担当者がリスク管理機関の会議を傍聴するために必要に応じてオブザーバー席を用意する等、積極的に情報の共有化や連携が図られています。このことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたって非常に効果的であると考えます。

わが国においても、リスク評価機関とリスク管理機関の情報の共有化や連携により、より効果的なリスク分析のプロセスがすすめられると考えます。

以上